

第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び  
被害者支援に関する基本計画  
(案)

【平成31(2019)年度～平成35(2023)年度】

平成31年(2019年)〇月

旭 川 市



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。また、被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難であるなどの事情におかれている女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなるだけでなく、子どもにとっては心理的虐待とされる行為であり、最終的には子どもの貧困にもつながりうるものです。

DVは、被害が潜在化しやすく、また、個人的な問題として捉えられる傾向がありますが、決して個人的な問題ではなく、社会全体における構造的な問題から発生するものです。

このような状況を改善するため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、平成16年には同法の一部改正が行われましたが、本市においても法律の趣旨を踏まえ、女性相談室において被害者の相談を行うとともに、関係機関・団体と連携し、被害者の保護・自立支援を行ってきました。

また、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」（以下「男女共同参画推進条例」という。）では、第3条で「男女の人権の尊重」、第13条で「性別による人権侵害の禁止」をうたい、男女共同参画を阻害する、性別に起因する暴力の禁止を規定しています。

平成20年1月には、市町村の役割の拡大や被害者の生命又は身体の安全を確保する保護命令制度の拡充を柱とした法改正が行われ、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下「市町村基本計画」という。）を策定することが、市町村の努力義務として規定されました。

これを受けて本市としても、被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため、平成21年10月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、平成22年4月には、配偶者暴力相談支援センターを開設して取組を進めてきました。平成26年10月には、平成25年6月の生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても適用対象とする法改正を踏まえ、「第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、DVの防止及び被害者の保護・支援に努めてきました。

本計画は、第2次計画の期間が、平成30年度までとなっていることから、第2次計画策定後の社会情勢の変化や本市における現状を踏まえ、計画の改定を行うもので、今後はこの計画に基づき着実に各種施策を推進し、DVの根絶を目指します。

## 2 計画の位置付け

- (1) この計画は配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。
- (2) 男女共同参画推進条例の趣旨を踏まえるものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成31年度からの5年間とし、配偶者暴力防止法や国の基本方針<sup>1</sup>が見直された場合、又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

### 配偶者等からの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）

本計画では、配偶者暴力防止法が対象とする、配偶者や元配偶者、事実婚の状態にある者からの暴力、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のほか、恋人など親密な関係にある人からの暴力を含めて「配偶者等からの暴力（DV）」と表現します。なお、暴力の範囲には、次のものを含みます。

#### 身体的暴行

（例）殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する暴行

#### 心理的攻撃

（例）人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視する、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分若しくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

#### 経済的圧迫

（例）生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど

#### 性的強要

（例）嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど

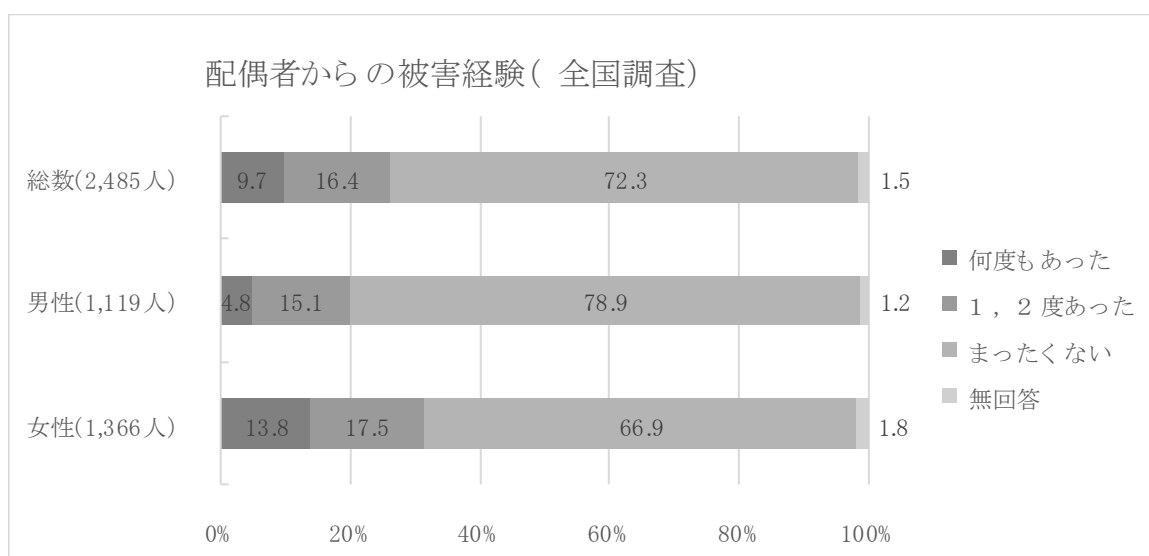
<sup>1</sup> 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省）

## 第2章 配偶者等からの暴力をめぐる現状と課題

### 1 配偶者等からの暴力被害経験等（全国調査結果）

#### （1）配偶者からの暴力被害経験

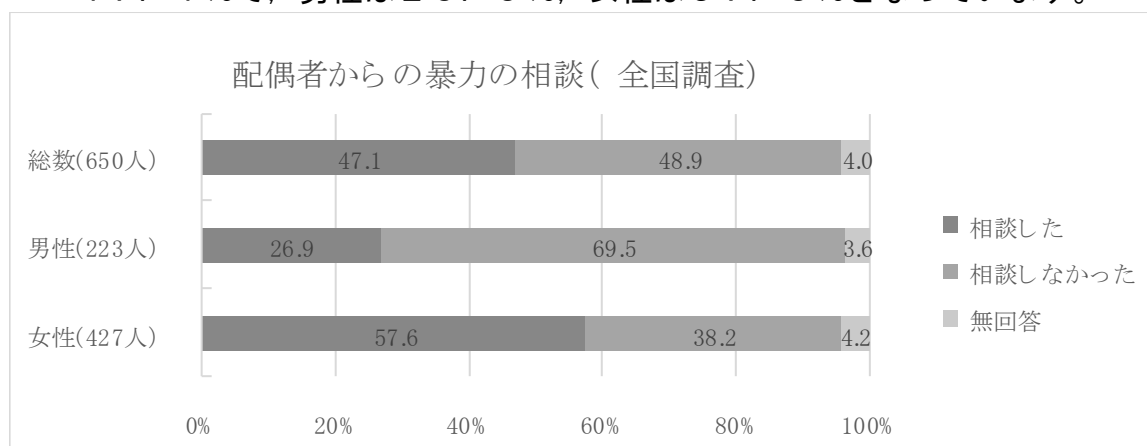
平成29年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」（平成30年3月公表）によると、「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人（「何度もあった」「1、2度あった」の計）は、26.1%となっており、性別ごとに見ると、男性は、19.9%で約5人に1人の割合、女性は、31.3%で約3人に1人の割合となっています。



平成29年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

#### （2）配偶者からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

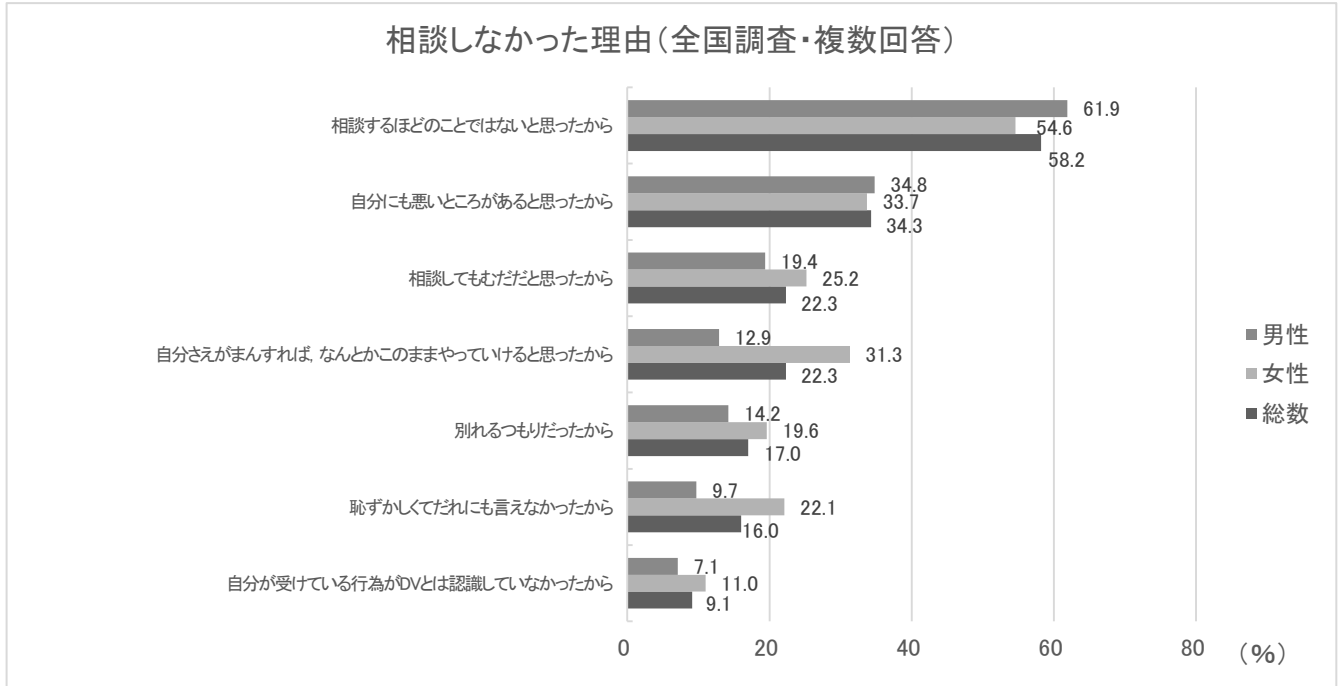
配偶者から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、47.1%で、男性は26.9%、女性は57.6%となっています。



平成29年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が58.2%と最も多く、次に「自分にも悪いところがあると思ったから」(34.3%)となっています。

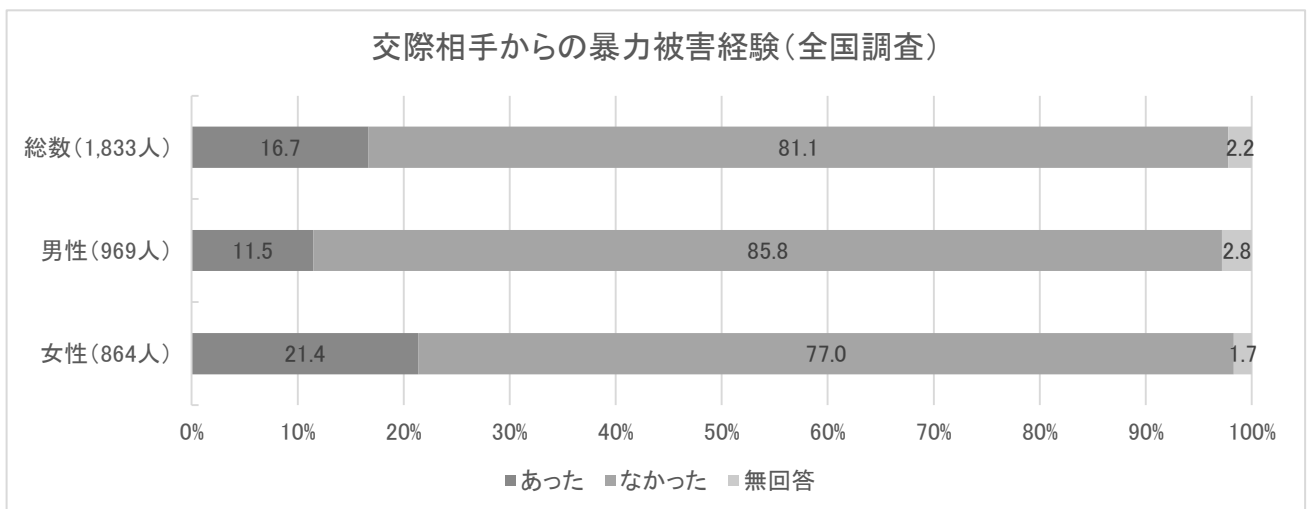
配偶者から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。



平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

### (3) 交際相手からの暴力被害経験

「交際相手がい(いた)る」という人のうち、交際相手から暴力被害を受けたことがあったと回答した人は、16.7%となっており、性別ごとに見ると、男性は、11.5%で約9人に1人の割合、女性は、21.4%で約5人に1人の割合となっています。



平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

また、交際相手から何らかの被害を受けたことがある人（306人）にその交際相手の性別を聞いたところ、「異性」が97.7%、「同性」が0.7%となっています。

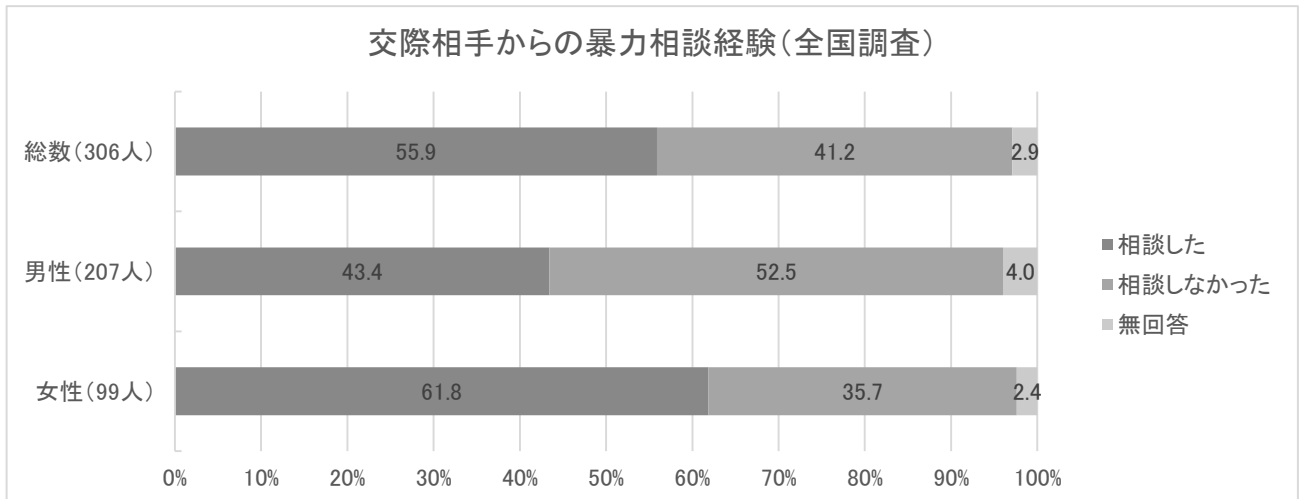
（交際相手からこれまでに被害を受けたことがある人） (%)

	総数	女	男
異性	97.7	98.1	97.0
同性	0.7	0.5	1.0
無回答	1.6	1.4	2.0

平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

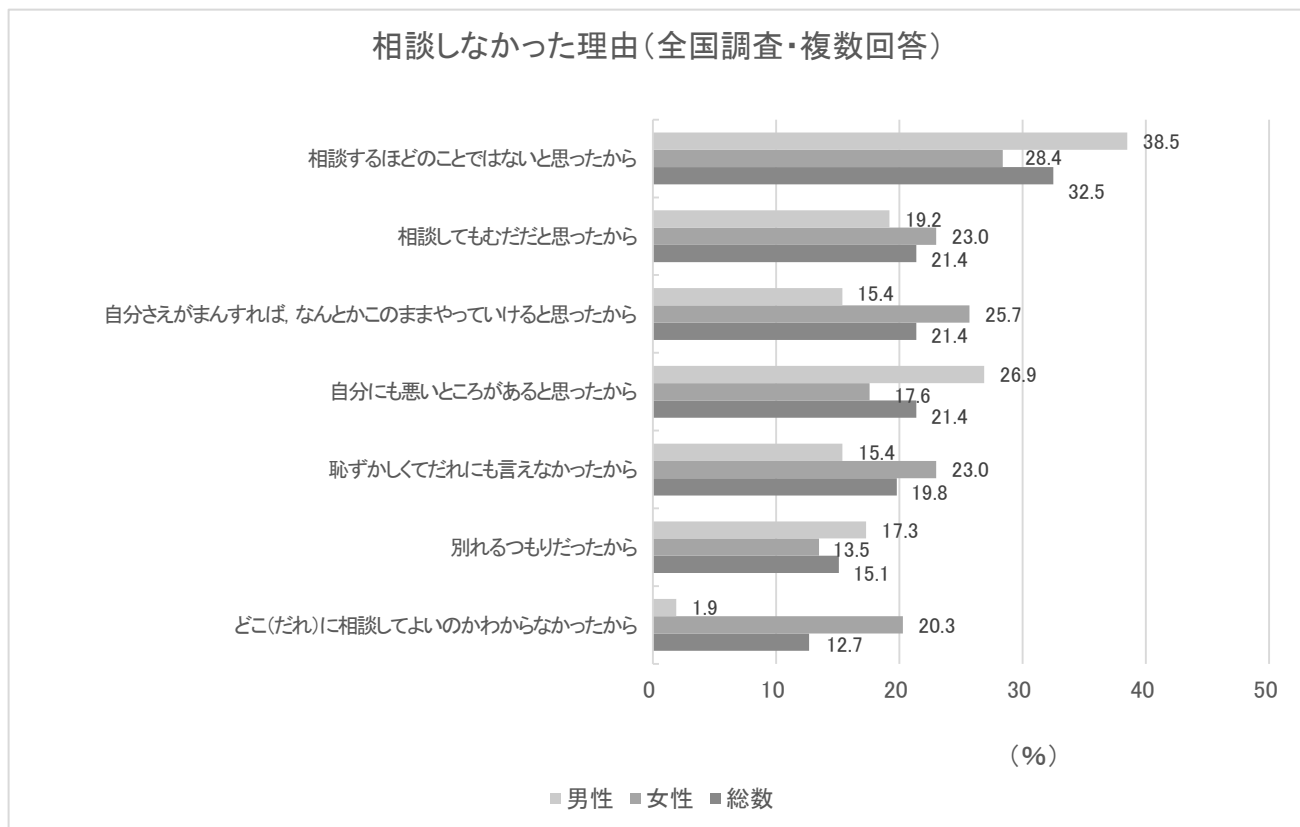
#### （４）交際相手からの暴力の相談経験と相談しなかった理由

交際相手から何らかの被害を受けたことがあった人のうち、誰かに相談した人は、55.9%で、男性は43.4%、女性は61.8%となっています。



平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より

交際相手から受けた被害について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人に、相談しなかった理由を聞いた結果は、「相談するほどのことではないと思ったから」が32.5%と最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」が共に（21.4%）となっています。



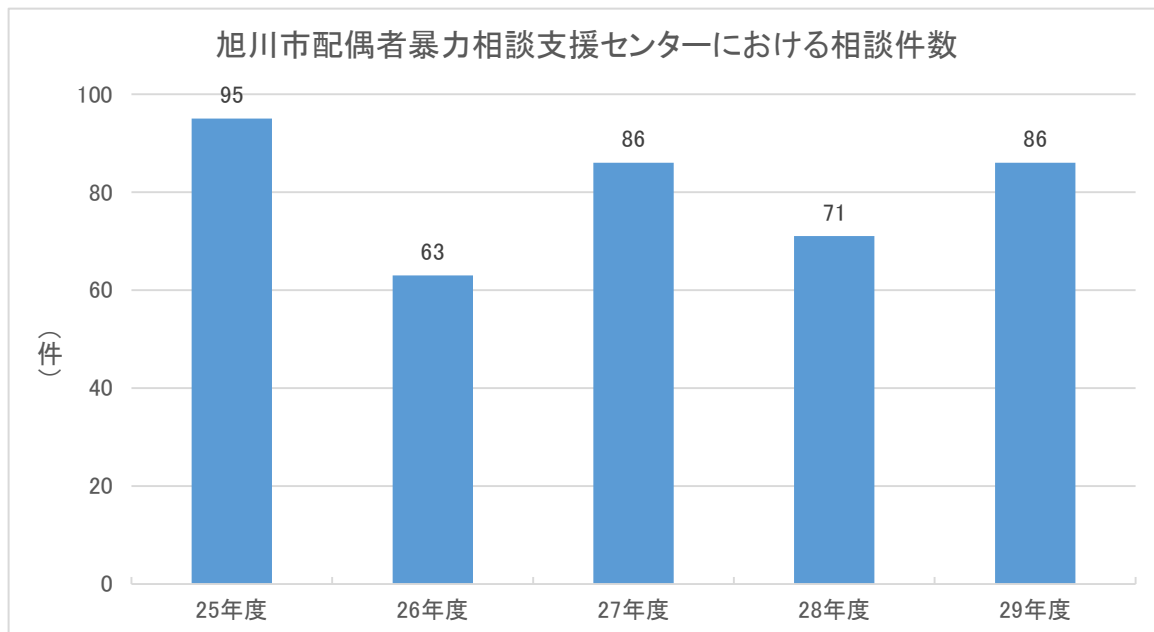
平成 29 年度内閣府「男女間における暴力に関する調査」より



## 2 旭川市における相談状況等

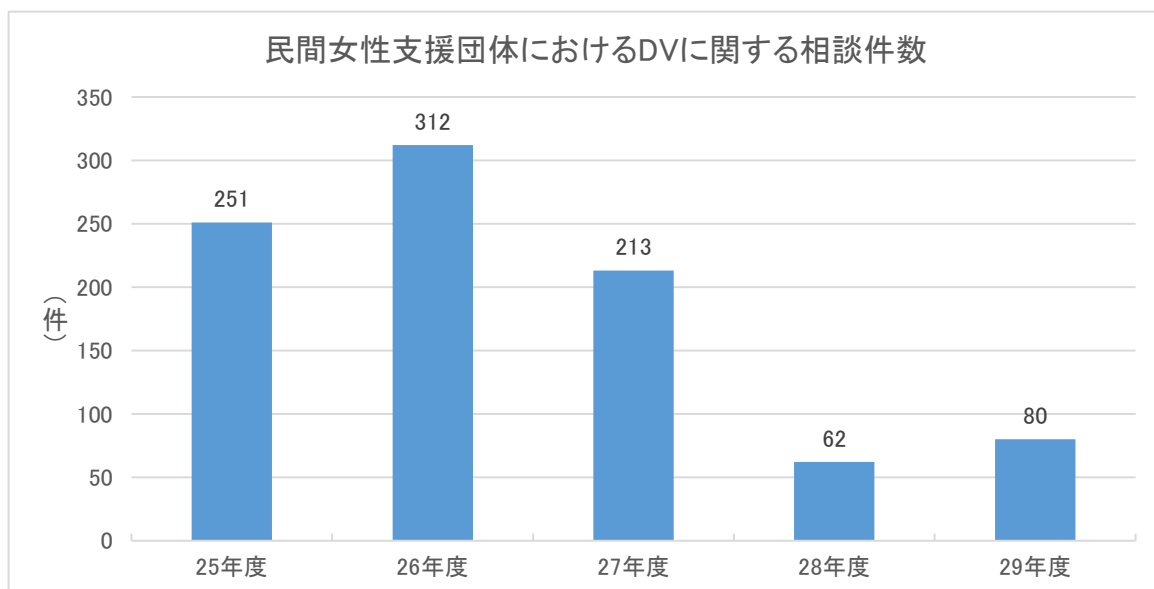
### (1) 相談件数

旭川市におけるDVに関する窓口である旭川市配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後となっています。



※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

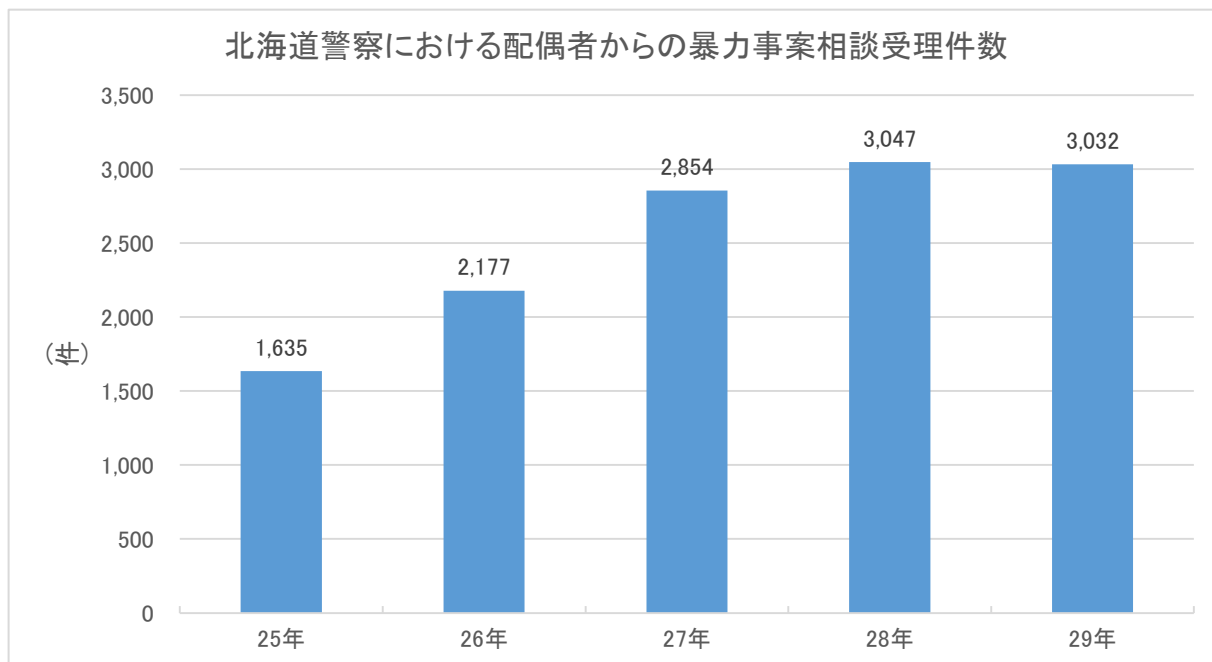
民間女性団体（ウィメンズネット旭川）においても、DVに関する相談を受け付けています。こちらへの相談件数は、次のとおりとなっています。



※ウィメンズネット旭川調べ

※平成28年6月から相談受付時間を11時～16時から、夜間(18時～21時)に変更。  
相談件数の減は、相談受付時間の変更による。

警察にも、配偶者からの暴力事案に関する相談が寄せられており、北海道全体での受理件数は、増加傾向にあります。

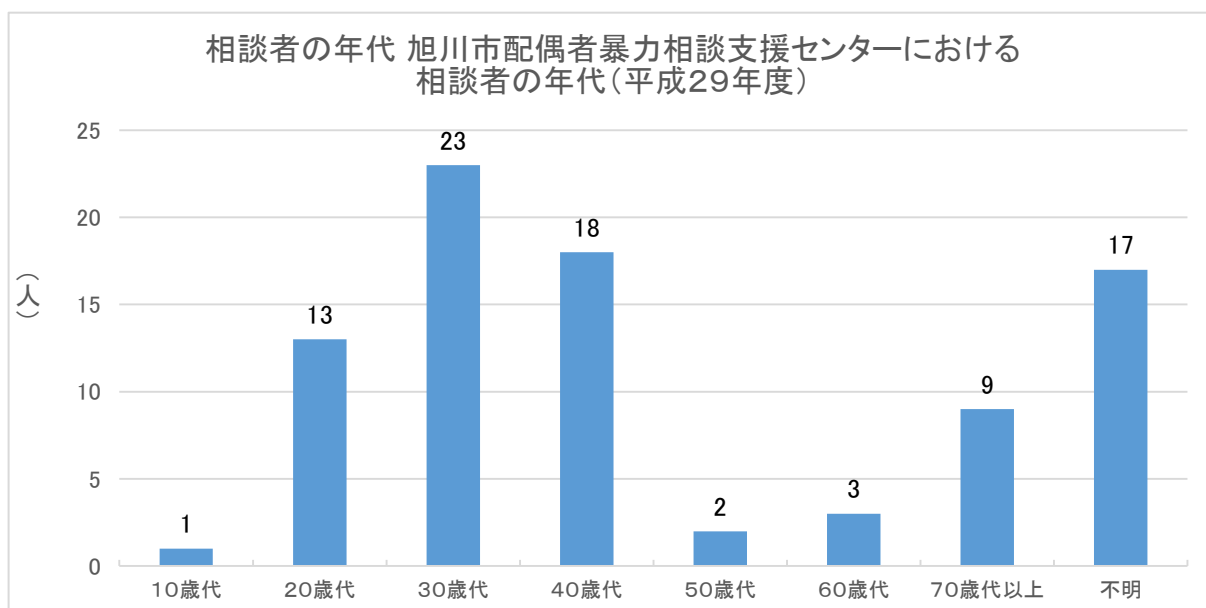


※北海道警察調べ

旭川市配偶者暴力相談支援センターや民間女性団体への相談件数は増えていませんが、警察への相談が増えています。身体的な暴力を受けた被害者が、被害についての訴えや安全確保のために警察に相談していることがうかがえます。

## (2) 相談者の年代

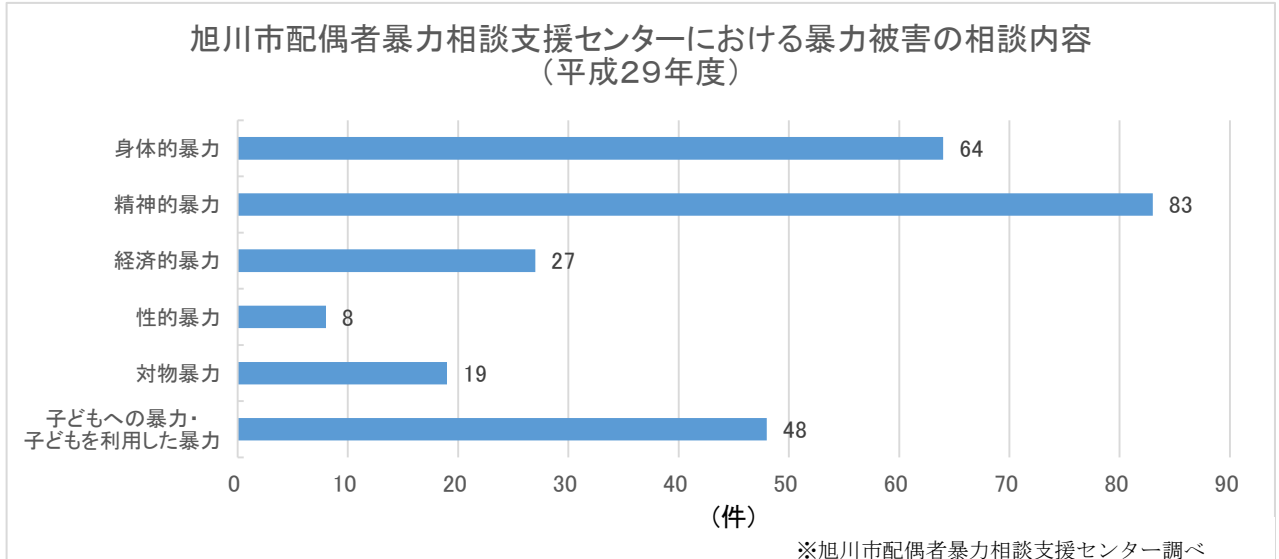
旭川市配偶者暴力相談支援センターにおける平成29年度の相談者の年代は、30代、40代が多い傾向にあります。



※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

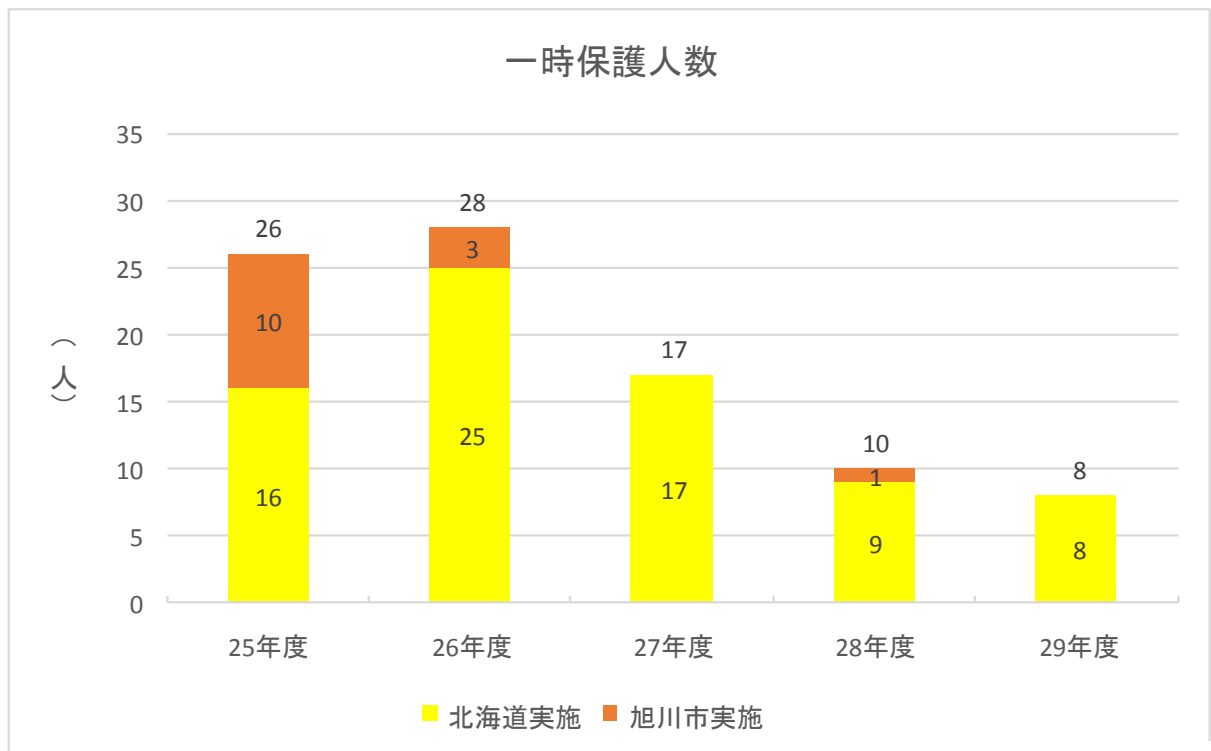
### (3) 暴力被害の内容

旭川市配偶者暴力相談支援センターには、精神的暴力に関する相談が最も多く寄せられています。身体的暴力、子どもへの暴力・子どもを利用した暴力の相談も多い状況です。相談者の多くは複数の種類の暴力を受けています。



### (4) 一時保護人数

被害者が、加害者からの暴力により避難が必要な場合は、北海道又は市が民間シェルター等で一時保護することで、被害者の安全を確保しています。一時保護の件数は、近年減少傾向にあります。

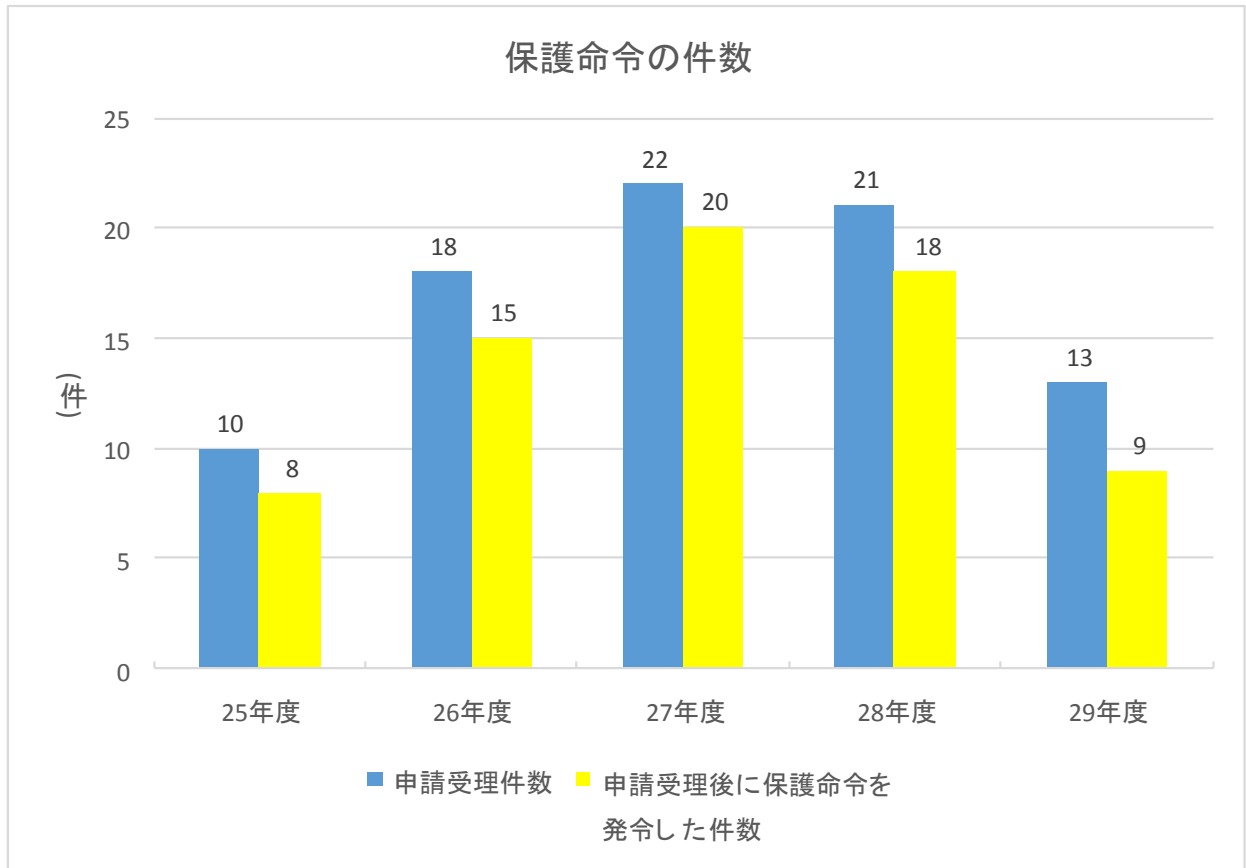


※旭川市配偶者暴力相談支援センター調べ

※旭川市内施設実施分

(5) 保護命令件数

保護命令とは、配偶者等からの身体的暴力や生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、裁判所に申立てを行うことで、加害者が自分や子どもに接近しないように制限する制度です。



※旭川地方裁判所調べ

### 3 配偶者等からの暴力に関する旭川市の課題

#### (1) 配偶者等からの暴力についての認識の浸透

DVの防止に向けた啓発を実施してきましたが、潜在的な被害者もいるものと考えられます。DVについての正しい知識がなく、自分が被害者であるという自覚がなかったり、相談窓口があることを知らなかったりするために、どこにも相談せずにいる被害者がいると思われれます。どのようなものがDVになるのか、どこに相談したらよいのかをこれまで以上に広報・啓発していく必要があります。

また、女性から男性に対する暴力や同性カップルの間における暴力について、DVだという認識が広まっておらず、相談できることを知らずに抱え込んでしまう被害者がいるものと思われれます。このことに関する広報・啓発も必要です。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについての認識を深め、DVを容認しない社会の実現に向け取組を進めていく必要があります。

#### (2) 被害者の早期発見・早期相談の促進

警察への相談件数が増えており、身体的暴力が増加傾向にあります。身体的暴力は、エスカレートしていくうちに生命に危険を及ぼすような事態に発展する場合もあるため、被害が深刻化する前のできるだけ早い段階で、相談機関に相談することが重要です。

被害者が早期に相談機関に相談するよう、相談窓口の周知をより一層積極的に行っていくとともに、被害者を発見しやすい立場にある身近な人や医療、福祉、教育機関などの職務関係者が、被害者に気付き、警察に通報したり、相談機関へつなぐことを促進していくことが必要です。

#### (3) 被害者の適切な保護

近年、一時保護を利用する被害者が減っています。一時保護の期間中は、携帯電話の使用や親しい人への接触が制限されることに不安を感じ、一時保護を望まない被害者が増えています。しかし、身体や生命の安全が脅かされる状況のときには、適切に保護しなければなりません。被害者の意思を尊重しつつも、危険の度合いを的確に見極め、被害者に一時保護制度の利用について助言していく必要があります。

#### (4) 被害者の精神的なケアの実施

繰り返される暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後も精神的に不安定な状況になる被害者も多く、そのことが、新たな生活に踏み出す際の人間関係の構築や就労を困難にしている場合があります。

被害者が、心身ともに被害から回復することができるよう、精神的なケアを実施していく必要があります。

#### (5) 関係機関や団体との連携の強化

被害者の支援には、関係する様々な機関や団体が、それぞれの役割に沿って連携していくことが必要です。これまでも、関係機関や団体と連携し、被害者の発見、相談対応、保護の実施、自立に向けた支援を行ってきましたが、よりきめ細かで切れ目のない支援を行うために、関係機関や団体との連携をこれまで以上に強化していく必要があります。

## 第3章 施策の概要

### 1 計画の基本的視点

- (1) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されないという視点に立ちます。
- (2) 被害者の安全確保を第一に、被害が深刻となる前のできるだけ早い段階で発見したり、被害者と子どもの適切な保護を行うなど、支援体制を充実します。
- (3) 被害者の自立のため、被害者の状況や意思に応じた総合的で継続的な支援に努めます。
- (4) 関係機関・団体と相互に連携協力し、DV防止や相談への対応、保護から自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない継続した支援のためのネットワークづくりに努めます。
- (5) 被害者が二次的被害を受けず、安心して支援を受けることができるよう、女性相談員等の研修や啓発に努めます。

## 2 施策の体系

配偶者等からの暴力の根絶を目指し、5つの基本目標と18の基本施策を定め、取組を進めます。

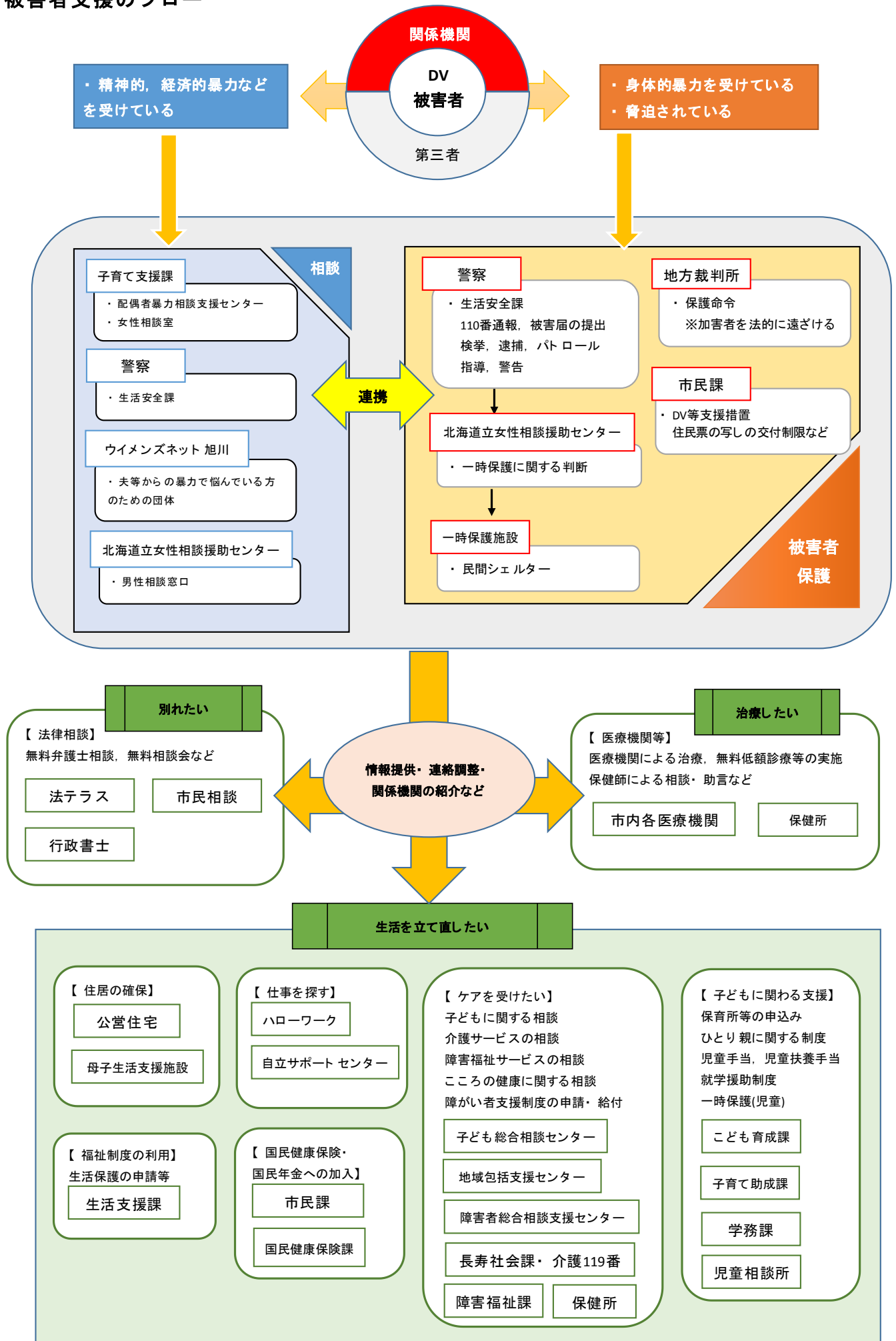
基本的方向	配偶者等からの暴力の根絶
基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進	
基本施策1	DVに関する知識の普及
基本施策2	人権教育の推進
基本施策3	若年層に対する予防啓発の推進
基本施策4	通報についての啓発
基本目標2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実	
基本施策1	医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
基本施策2	安全で安心な相談環境の整備
基本施策3	相談支援体制の充実
基本施策4	職員の相談対応能力の向上
基本目標3 適切な被害者の保護	
基本施策1	被害者の安全確保のための支援
基本施策2	危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施
基本施策3	同伴する子どもへの支援
基本施策4	被害者の情報管理の徹底
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実	
基本施策1	生活や経済的基盤の安定のための支援
基本施策2	各種手続や制度に関する情報提供
基本施策3	同伴する子どもの就学等の支援
基本施策4	精神的なケアの実施
基本目標5 関係機関・団体との連携の推進	
基本施策1	関係機関や団体との連携
基本施策2	子ども・女性支援ネットワークの活用

## 3 被害者支援のフロー

本計画に基づき、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない支援を関係機関・団体と連携して行います。被害者支援のフローは、次のページのとおりで。



# 被害者支援のフロー



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進

配偶者や交際相手など親密な間柄における暴力は、加害者も被害者も問題の重大さを自覚しにくい傾向にあります。DVを未然に防止するためには、人権意識を高めるとともに、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広め、DVを容認しない意識を社会全体で共有していくことが重要です。

また、DVという言葉の認知度は高まってきているものの、必ずしも正しい認識が浸透しているとは言えず、DVを家庭内で発生する個人的な問題と考えていることから、あるいは、自らが被害者であるという自覚がないことから、誰にも相談できない、相談しようとする被害者が少なからずいるものと思われます。

そのため、被害者が自らが被害者であることに気付くことで、相談機関に相談することができ、また、被害者の身近にいる人が被害者に相談を促すことができるよう、DVに関する正しい認識を広め、併せて、相談窓口や被害者を保護する制度があることを広く周知します。

なお、周知・啓発活動に当たっては、将来にわたり誰もが加害者にも被害者にもならないよう、特に若年層への予防啓発に取り組めます。

DV被害の中でも、特に身体的暴力は被害が深刻化する前の早い段階で発見し、被害者を支援することが必要であるため、配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときには、警察への通報や相談機関を紹介することについて啓発します。

## 基本施策1 DVに関する知識の普及

広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組みます。特に、次の点について正しい認識を広めるよう努めます。

- ・DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- ・DVは、親密な間柄にある相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれること。
- ・DVは、社会的、経済的に対等ではない関係が背景にあって生み出されるものであること。
- ・女性から男性への暴力もDVとなること。
- ・同性カップル間の暴力もDVとなること。
- ・性別にかかわらずDV被害を相談する窓口や被害者を保護する制度があること。
- ・家庭において、児童の目の前や、音や声が聞こえる状態でDVを行うことは児童虐待に当たること。

### 主な取組

- 市有施設や民間施設等にDVに関する啓発リーフレットを配架
- 市の広報誌やホームページを活用したDVに関する啓発
- 外国語で作成したリーフレットや障がい特性に配慮したリーフレットを活用した啓発活動の実施

## 基本施策2 人権教育の推進

学校や地域社会において、人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

### 主な取組

- 子どもの発達段階に応じた人権尊重や男女平等の理念に基づく教育の推進
- 小中学校の教員を対象とした研修会の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進
- 市民や企業等を対象とした出前講座や研修会等の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進

## 基本施策3 若年層に対する予防啓発の推進

DVに対する正しい知識を持ち、将来にわたり交際相手や配偶者と対等な人間関係を築いていけるよう、若年層に対する予防啓発活動と相談窓口の周知を図ります。

### 主な取組

- 学校などの関係機関を通じた若年層に対する予防啓発リーフレットの配布
- SNSを活用した若年層に対する予防啓発
- 若年層に対する予防啓発講座の実施

#### 基本施策4 通報についての啓発

配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行います。

主な取組
○広報誌や市のホームページなどを活用した啓発
○研修会等を通じた啓発

## 基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実

様々な理由や事情から、相談機関に相談していない潜在的な被害者もいると思われるため、身近な人からの相談機関等の情報提供や警察への通報のほか、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者が被害者に気づき、相談機関につないでいくことが重要です。

市の業務での家庭訪問や乳幼児健康診査等のDV相談以外の業務での対応で、職員がDVや被害者への適切な対応などについて知識を高めることにより、DVを受けている可能性のある市民を発見し、配偶者暴力相談支援センターにつなぐことができるよう取り組みます。また、医療、福祉、教育機関などと連携して、被害者の早期発見に努めます。

被害者の相談支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターに被害者が安心して相談することができる環境を整備するとともに、被害者の抱える問題や背景を的確に理解し、適切な助言や情報提供を行うほか、被害者の意思を尊重しながら、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体と連携し、保護や自立に係る支援につなげていきます。

また、被害者の気持ちに寄り添った相談支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの相談員及び庁内の関係部署の職員の相談対応能力向上に努めます。

### **基本施策 1** 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見

医療、福祉、教育機関等被害者を発見しやすい立場にある職務関係者と連携して、被害者の早期発見に取り組みます。

#### 主な取組

- 医療、福祉、教育機関等へのDVに関する正しい知識、被害者に対する適切な対応方法、DV相談機関等の周知
- 被害者を発見した時の被害者の意思を尊重した相談機関への橋渡しについての協力要請

### **基本施策 2** 安全で安心な相談環境の整備

配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の安全が確保され、安心して相談することができる窓口環境を整備します。

#### 主な取組

- 被害者が安心して相談できる環境の確保
- 被害者に関する情報の適切な管理
- 警察との連携による加害者の追及からの安全確保

### **基本施策 3** 相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に努めるとともに、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体等が連携して支援を行うことにより、それぞれの被害者の状況や事情に対応した相談支援を行います。

#### 主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体等への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター相談員の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体等との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備
- 配偶者暴力相談支援センター相談員の専門機関が実施する研修への参加機会の確保

### **基本施策 4** 職員の相談対応能力の向上

関係部署の職員を対象とした研修を実施し、相談対応能力の向上に努めます。

#### 主な取組

- 被害者の相談支援等に関わる市職員を対象とした適切な対応・支援を行うための研修の実施

### 基本目標3 適切な被害者の保護

身体的な暴力や脅迫により、身体の安全が脅かされる被害者の安全確保に関する制度には、次のものがあります。

#### ○一時保護

適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急に保護することが必要なときに、被害者本人の意思に基づき、北海道又は市が民間シェルターなどに一時的に保護する。

#### ○保護命令

配偶者等からの「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者からの申立てに基づき、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④電話等禁止命令を内容とする「保護命令」を発令する。

#### ○住民票の写しの交付制限等

被害者の保護を図る観点から、一定の要件を満たした被害者から申出があった場合、被害者の住民票の写しの交付を制限する。

これらの安全確保に関する制度について被害者に情報提供を行い、被害者の意思に基づき、制度の利用を支援し、被害者の安全を確保します。

被害者に危険が急迫している時には、警察に通報するとともに、被害者に対し一時保護を受けることを勧め、安全を確保します。一時保護期間中は、携帯電話の使用や外部との接触が制限されることから、近年、被害者が一時保護制度の利用をためらう傾向にあります。被害者の意思を尊重しながら危険の度合いを見極め、制度の利用について助言を行います。

加害者から逃れた被害者の情報については、加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

### **基本施策 1** 被害者の安全確保のための支援

被害者の安全確保のための制度について被害者に情報提供し、被害者の意思を尊重しながら、制度の利用に当たっての助言や支援を行います。

#### 主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護、保護命令、住民票の写しの交付制限等に関する情報提供
- 保護命令申立てに関する助言、警察や裁判所との連絡調整などの支援
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施
- 生命又は身体に危害を受けるおそれのある被害者からの申出に基づく住民基本台帳の閲覧等の制限

### **基本施策 2** 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、迅速に一時保護を行います。

#### 主な取組

- 警察への通報による被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施

### **基本施策 3** 同伴する子どもへの支援

被害者の一時保護に当たっては、関係機関が連携して、同伴する子どもに対する支援を行います。

#### 主な取組

- 子ども総合相談センター、児童相談所、保育所、幼稚園、学校などの子どもに関連する関係機関と連携した心のケアや学習面での支援

### **基本施策 4** 被害者の情報管理の徹底

加害者から逃れた被害者の情報を加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。なお、子どもを同伴している場合には、保育所、幼稚園や学校でも情報管理を徹底します。

#### 主な取組

- 被害者支援に関わる関係部署、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部署等における被害者の個人情報の保護及び情報の適切な管理
- 被害者や同伴している子どもの支援に関わる関係機関に対する個人情報管理の徹底の要請



#### 基本目標4 被害者の自立に向けた支援の充実

加害者から逃れた被害者が、新たな生活を始めるに当たっては、住居の確保や経済的な問題の解決、新たな健康保険証の取得のほか、子どもを同伴している被害者の場合は、子どもの就学に関わる手続など、様々な課題の解決や手続が必要になります。配偶者暴力相談支援センターが中心となり、被害者が安心して暮らすことができる環境を確保することを目指し、それぞれの被害者の状況や意向に応じて、市の関係部署や関係機関の紹介や調整を行います。

被害者は、繰り返される身体的・精神的な暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後もPTSD（心的外傷後ストレス障害）や自尊心の低下などに苦しむことも多く、加害者への恐怖心、経済的な問題、将来の見通しが立たない不安などから精神的に不安定な状態になる場合もあります。被害者が心身ともに回復することができるよう、精神的なケアに取り組みます。

---

## 基本施策 1 生活や経済的基盤の安定のための支援

被害者が新たな生活を始めるに当たり、生活や経済基盤を安定させることが重要であるため、住居の確保や援護制度の利用、就業に関する支援を行います。

### 主な取組

#### 【住居の確保に関する支援】

- 公営住宅の空き状況やセーフティネット住宅についての情報提供
- 市営住宅の入居に関する配慮
- 経済的に困難な場合における母子生活支援施設、生活保護制度を活用した住居の確保
- 自立に向けて準備できる居住環境の確保に関する検討

#### 【援護制度の利用に関する支援】

- 生活保護、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当等の援護制度に関する情報提供

#### 【就業に関する支援】

- ハローワーク、母子家庭等就労・自立支援センター、自立サポートセンター等と連携した情報提供や助言
- 母子家庭等自立支援給付金を活用した技能習得支援

## 基本施策 2 各種手続や制度に関する情報提供

被害者が新たな生活を始めるに当たり必要な手続について情報提供するとともに、住民票を異動できないことにより不利益が生じないように配慮します。また、離婚等の手続の相談窓口などについても情報提供を行います。

### 主な取組

#### 【健康保険】

- 住民票を異動できない場合における健康保険の被保険者証発行に関する配慮

#### 【年金】

- 住民票を異動できない場合における年金の加入手続に関する配慮

#### 【離婚等の手続の相談窓口】

- 市民相談や法テラスの無料法律相談などに関する情報提供

### **基本施策 3** 同伴する子どもの就学等の支援

同伴する子どもがいる場合、教育委員会や学校、幼稚園、保育所等と連携を図り、住民票を異動できない被害者の子どもの就学や予防接種等の手続について対応します。

#### 主な取組

- 住民票を異動できない場合における子どもの就学や保育施設入所の手続に関する配慮
- 住民票を異動できない場合における子どもの予防接種や乳幼児健診に関する配慮

### **基本施策 4** 精神的なケアの実施

心身ともに被害から回復できるよう、被害者本人及び同伴した子どもの精神的なケアを行います。

#### 主な取組

- 保健所におけるこころの健康に関する相談の実施
- 専門的なケアを必要とする被害者に対する医療機関に関する情報提供
- 子ども総合相談センター、児童相談所、学校、幼稚園、保育所など関係機関の連携による被害者の子どもに対する精神的なケアの実施

## 基本目標5 関係機関・団体との連携の推進

被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない継続した支援を行うために、関係する機関・団体と連携して取り組みます。

また、旭川市では、「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」（16機関・団体で構成）を設置し、被害者の適切な保護・支援のための情報交換や支援内容に関する協議を行っています。旭川市子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、被害者支援を行います。

### 基本施策1 関係機関や団体との連携

関係機関や団体と連携し、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、それぞれの役割を生かして被害者に寄り添った切れ目のない継続した支援を行います。

#### 主な取組

- 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
- 警察と連携した被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センターと連携した被害者の一時保護の実施
- 子ども総合相談センターや児童相談所と連携した被害者の子どもの安全確保や精神的なケアの実施
- 母子生活支援施設と連携した子どもを伴う被害者の自立に向けた支援
- 民間シェルターと連携した被害者からの相談対応、保護、自立に向けた支援
- 民間シェルターの安定的運営に向けた財政的支援

### 基本施策2 子ども・女性支援ネットワークの活用

子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、きめ細かな被害者支援に努めます。

#### 主な取組

- 子ども・女性支援ネットワークにおける被害者の保護・支援のために必要な情報交換や支援内容に関する協議の実施
- 子ども・女性支援ネットワークにおけるケース検討会の開催

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進

#### (1) 庁内推進体制

DV防止や被害者支援に係る施策を庁内関係部署が連携して進め、計画の推進を図るため、関係課職員を構成員とする「配偶者等からの暴力被害者支援庁内連絡会議」を開催します。

#### (2) 関係機関・団体との連携

DV防止と被害者支援の施策は、児童虐待防止と合わせて、継続的・総合的に取り組むことが必要であり、毎年度、関係機関・団体を構成メンバーとする「旭川市子ども・女性支援ネットワーク実務者会議」において、計画の進捗状況を報告し、その意見を踏まえながら計画の推進を図ります。